

標準報酬月額の上限額が改定されました

令和2年9月から、厚生年金保険給付及び年金払い退職給付の標準報酬月額の上限額が改定されました。これまでの最高等級の上に1等級追加され、標準報酬月額の上限は65万円になりました。

なお、短期給付の標準報酬月額については変更ありません。

区分	改定後	改定前
短期給付	98,000円～1,390,000円（46等級）	98,000円～1,390,000円（46等級）
厚生年金保険給付	88,000円～ <u>650,000円（32等級）</u>	88,000円～ <u>620,000円（31等級）</u>
年金払い退職給付	98,000円～ <u>650,000円（31等級）</u>	98,000円～ <u>620,000円（30等級）</u>

